



「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」 が発表されました

株式会社学生ハウジング
石本 浩治

国土交通省は8月16日、民間賃貸住宅の退去時における原状回復をめぐるトラブルの未然防止のために、賃貸人・賃借人があらかじめ理解しておくべき一般的なルールを示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について、記載内容の補足やQ&Aの見直し、新しい裁判例の追加等を行った再改訂版を発表しました。

平成10年に策定された原状回復ガイドラインは、平成16年に改訂され、今回7年振りに、再改訂されたこととなります。

＜改訂のポイント＞

(1) トラブルの未然防止に関する事項について、別表等を追加
具体的には、契約書に添付する原状回復の条件（当事者双方の修繕負担の分担、賃借人の負担範囲、原状回復工事目安単価等）に関する様式や、原状回復の対象となる箇所の破損の状態を確認するための原状回復費用精算書様式を追加

(2) 税法改正に則った残存価値割合の変更

(3) Q&A、新しい裁判事例を追加

詳しくは下記ホームページをご参照ください。

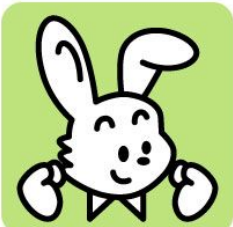
★国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について

（再改訂版の本文は一番下）

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaiifuku.htm>

弊社におきましては、実務的な運用方法、導入・切替時期、あるいは、敷引特約の採用等について、市場の動向も注視しながら検討を進めております。

弊社管理物件オーナー様（退室手続業務委託）につきましては、準備が整い次第、ご説明及びご提案（複数選択肢の可能性）をさせていただきます。



賃貸住宅 仲介・管理のコンプライアンス企業
学生ハウジング 3215.CO.JP

USAGI通信はメールでの送信も可能です！！

学生ハウジングホームページ → の入力フォームにて

ご相談内容のボックスに「USAGI通信希望」とご入力の上、送信ください。